

令和 4 年 6 月 18 日現在

機関番号：32630

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2017～2020

課題番号：17H02473

研究課題名（和文）民事紛争処理手続における情報の利用と保護の両立

研究課題名（英文）Compatibility of the Use and Protection for Information in Civil Justice

研究代表者

町村 泰貴（Machimura, Yasutaka）

成城大学・法学部・教授

研究者番号：60199726

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 13,000,000円

研究成果の概要（和文）：インターネットの普及した現代社会では、情報の利用価値と秘匿の利益を保護する要請とがともに高まっている。その中で、民事裁判手続における情報の利用と保護の両立は、矛盾に満ちた困難な課題である。本研究は、民事訴訟、民事執行、倒産、家事手続、そして裁判外紛争解決手続という民事手続の各分野で、この両立がどう実現されるべきかを検討した。具体的には、当事者となるべき者の身元特定やその公開の程度、秘密情報の審理が必要な場合の保護のあり方、裁判の公開や倒産情報の公開の必要性と秘密保護との調整、そして民事裁判のIT化の影響などを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究で明らかにしたことは、インターネット社会では民事紛争処理手続における情報の利用と保護についての再検討が必要となること、その際に考慮すべき要素や適切な取扱い方法についてであり、これを手続の様々な分野に特有の問題状況を踏まえて発展的に検討することで、各手続における解釈論的および立法論的な課題・方向性を指し示すことができた。今後の民事訴訟実務の運用でも、また立法に際しても、本研究の成果を参考とすることで、現代社会に適した法制度の構築が望まれる。

研究成果の概要（英文）：In the Internet Society, the value of information and the requirement of its confidentiality are both increasing. Under such circumstances, the compatibility between the use and protection of information in civil court proceedings is a difficult task filled with contradictions. This study examined how this compatibility should be achieved in the following areas of civil procedure: civil litigation, civil execution, bankruptcy, domestic relations, and alternative dispute resolution. Specifically, the study clarified the identification of persons who should be parties and the degree of disclosure of their identities, how confidential information should be protected when it is necessary to hold hearings, how the need for public disclosure of trials and bankruptcy information should be reconciled with the protection of confidentiality, and the impact of the use of information technology in civil trials.

研究分野：民事手続法

キーワード：民事手続法 情報法 民事裁判 倒産処理 個人情報 営業の秘密 裁判の公開 IT化

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 近時は、日本社会にとどまらず世界的にも情報の価値が高まり、また情報ネットワークが普及することで情報の流通や利用可能性が飛躍的に高まり、情報の開示や利用と秘密保護との利益対立が先鋭化している。

日本国内の法状況としては、個人情報保護法が2003年に制定された後、いわゆるビッグデータの利活用を推進する一方でプライバシー保護との利益対立が顕在化し、個人情報保護法の2015(平成27)年改正により匿名加工情報や機微情報の特別規定などが加えられた。ここには欧州連合における一般データ保護規則(GDPR)の制定が大きく影響している。また公的領域においては、いわゆる特定秘密保護法(2013年)の制定で秘密保護の範囲が拡大強化された。他方で、社会的事実としてはインターネット、特にソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の普及による情報流通の飛躍的拡大がある。これによって、一方では膨大な情報を利用できるようになったが、他方でEUにおいて認められた「忘れられる権利」が象徴するように、秘密保護の必要性が益々高まっている。

(2) 民事紛争処理手続分野でも、情報収集、開示、利用と秘密保護の対立状況において、このようなプライバシーや秘密保護の強化傾向と利益対立の先鋭化の影響を免れない。

紛争の適かつ公平な解決のためには、紛争解決に必要な情報の収集手段拡充と利用可能性が欠かせないが、これには情報秘匿の利益、例えば営業秘密やプライバシーの保護が対立する。この対立状況は、典型的には判決手続における証拠・情報の収集、開示、利用と秘密保護という場面で現れるが、執行手続における債務者自身やその財産に関する情報をめぐっても、また倒産手続における倒産者自身や倒産財産に関する情報の利用と保護をめぐっても、同様の関係がある。これらは手続主体(裁判所と当事者)の情報利用をめぐる対立とすることができる。

これに加えて、憲法上の公開主義に基づき、民事司法についても透明性の確保が要請される。具体的には、民事司法の取り扱う事件の内容や手続の進行、結果等について、傍聴や記録閲覧、裁判例情報の公開が進む。しかし、その一方で、訴訟当事者にとっては私的な情報であり、その公開にはレピュテーションリスクや風評被害といった波及的なリスクも生じる。公開主義の下でも、手続主体の情報秘匿の利益が全く認められないわけではなく、公開と秘密保護の必要性が衝突する。これは手続主体の情報保護をめぐる対立である。

このような情報の利用と保護をめぐる二重の利益対立に加えて、民事司法のIT化の検討が始まり、手続過程に情報ネットワークが導入される方向となった。このことも視野に入れながら、複雑化した情報利用と保護の要請を民事紛争処理制度の中で両立させる方向での究明が必要である。

## 2. 研究の目的

本研究では、上述の二重の利益対立を踏まえた上で、従来の日本法解釈論を再検討するとともに、比較法的な調査検討を行い、情報利用と保護の両立の方策や課題を明らかにする。

(1) 判決手続では、証拠・情報の収集手段の拡充と秘密保護の利益との対立をめぐる解釈論となるが、これにいわゆるインカメラ手続や秘密保持命令、審理非公開・記録不開示措置といった特則の許容性や課題、および審理・判決の公開の要請や現代社会における利益対立の先鋭化も考慮に入れて、比較法的知見も含めて究明していく。

また非公開が可能なADR(仲裁手続も含む)やそもそも非公開となるべき非訟手続における公開性の要請、ODRのようなオンライン化、裁判手続との役割分担や併用の可能性、電子ネットワークを用いた判決手続の高度化を前提とした情報利用と保護の両立も、海外の先行事例を取り入れて、ここでの検討対象とする。

(2) 執行手続では、研究当初に改正立法が進行中だが、債務者の財産情報調査と債務者・関係者の情報保護が当面の課題となる。ここでも単純に情報開示か秘匿かの二者択一にとどまることはできない。また執行手続の進行においても、そのIT化の可能性も踏まえた上で、配当を受ける可能性のある債権者への情報提供や、競売対象財産の情報を買受希望者へ幅広く情報提供しなければならないという要請と債務者のプライバシー利益との衝突という問題も孕んでいる。こうした問題も明らかにしていく。

(3) 倒産手続では、執行手続と同様に手続に関する情報を広く社会一般に知らしめる必要性と倒産者のプライバシーの衝突が問題となる外、倒産者とその財産の情報を、管財人などの倒産処理機構が倒産手続内で利用すること、倒産債権者を始めとする利害関係人への情報開示が対立する可能性がある。清算型手続ではあまり問題とならないが、再建型手続の場合には、倒産者の情報をめぐって再建後の企業の利益と債権者等の利害関係人の利益とがしばしば対立する。これらの点を究明する。

### 3. 研究の方法

研究代表者および研究分担者をコアメンバーとした研究会に、多数の研究協力者の参加を得て、従来の民事手続法における情報収集、利用、秘密保護に関する到達点を確認した上で、ネットワーク社会のもとで生じている新たな問題や、民事手続法では必ずしも考慮されてこなかった他法領域の進展が民事手続にどのように影響するかを、論点ごとに検討していく。

なお、研究期間中に COVID-19 のパンデミックがあったため、対面での研究会が困難となったが、後半はウェブ会議システムを利用した研究会となった。これにより、共同研究がむしろやりやすくなった面もある。

### 4. 研究成果

限られた期間内ではあったが、研究成果は民事法研究会より『民事手続の中の情報～情報化のジレンマに直面する手続法』として公表することができた。以下、本書の内容を紹介する。

(1) 本書は、民事手続法の各分野にわたって情報の取扱いが重要な問題となっているという認識の下で、その構造を分析検討するものである。本研究の問題意識、すなわち現代社会はデジタル化とネットワーク化によって特徴づけられるところ、情報の収集活用の可能性が大きく広がると同時に、情報を保護する必要性もまた高まっているという矛盾した状況が、民事手続における情報の取扱いにも大きく影響し、問題解決を難しくしているという観点から、民事手続全体に関わる問題を総論として提示した後、判決手続、民事執行・倒産、家事事件と裁判外紛争解決手続の3つに分けて、それぞれの各論的な課題を立てている。

(2) 第1部「総論」では、町村泰貴（研究代表者・成城大学教授）が上記の総論的な課題を敷衍して全体の見通しを立てた上で、張子弦（協力研究者・新潟大学准教授）「中国の民事手続を変貌させる裁判 IT 化の動き」が激動ともいえるべき中国民事裁判の IT 利用による変貌を明らかにした。

また長谷部由起子（協力研究者・学習院大学教授）「発信者情報開示請求権を実現する裁判手続 『発信者情報開示の在り方に関する研究会』の提案を踏まえて」は、民事裁判の基本要素である当事者の特定のための手続の発展と問題点を検討した。

(3) 第2部「判決手続」では、酒井博行（研究分担者・北海学園大学教授）「弁護士会照会に対する報告をめぐる紛争の処理と民事訴訟」が弁護士法 23 条の 2 による情報収集のあり方を、田邊誠（協力研究者・広島大学名誉教授）「インカメラ（in camera）手続とインカメラ審理」が文書提出義務審査におけるインカメラ手続と情報公開訴訟における応用の可能性を検討した。

さらに知財訴訟に関連して、上向輝宜（協力研究者・志學館大学講師）「知的財産権訴訟の今後の課題 - 自動運転技術を題材として - 」と長島光一（協力研究者・帝京大学准教授）「知的財産紛争における情報の利活用制限の規律と実効性 秘密保持命令における議論と課題をふまえて」が、AI 関連技術や秘密保持命令を軸とする情報利活用の検討を行った。最後に町村が「判決情報・訴訟記録の公開可能性」において判決情報のオープンデータ化や訴訟記録の公開のあり方について検討した。

(4) 第3部「執行・倒産手続」では、破産者マップ事件を取り上げた佐藤鉄男（協力研究者・中央大学教授）「破産者の個人情報 個人事件における破産公告の見直し」、企業が有する情報資産の適切な管理を倒産管財人がどう取り扱うかを検討した橋本誠志（協力研究者・徳島文理大学准教授）「倒産手続における『情報資産』の合法性と破産管財人の責任 『情報漏洩』と『環境汚染』の異同の整理を通じて」、倒産手続 IT 化で浮かび上がる問題点を検討する杉本純子（協力研究者・日本大学教授）「倒産手続の IT 化早期実現に向けて 倒産手続の IT 化に向けたこれまでの活動と今後の展望」、債権者集会のオンライン開催に焦点を当てた鶴巻暁（協力研究者・弁護士）「民事再生手続における債権者集会のバーチャル開催の可能性の検討」が収められ、さらに比較法的研究として稲垣美穂子（研究分担者・北海学園大学教授）「フランスにおける情報開示による経営難発見と倒産予防への取り組みについて」と張子弦「中国におけるオンライン司法競売の実情」が含まれている。

(5) 第4部「家事調停・家事審判、裁判外紛争解決」では、長屋幸世（研究分担者・北星学園大学教授）「家事手続に現れた情報の保護」と町村泰貴「裁判外紛争解決手続における公開と非公開」とが、非公開手続を基調としながらも公開の契機を無視できないところを検討している。

(6) 残された課題として、検討しながらも様々な事情でまとめることができなかったテーマや、立法準備段階での情報を下に取りまとめざるを得なかったテーマがある。

特に民事裁判 IT 化は、本書の全体テーマである情報の取扱いに隣接して強く影響を受けるであろうと思われるが、本研究の取りまとめ段階では判決手続の中間試案にとどまり、それ以外の非訟や執行倒産手続は法制審の検討が始まったばかりであった。その後、判決手続に関する民事訴訟法の大規模な改正案が国会に提出されたが、研究期間終了時点では未確定である。

債務者財産情報の開示・収集に関する民事執行法の改正も、実務家の情報提供を受けて検討したが、論文として取りまとめるには至らなかった。

この他、消費者裁判手続特例法の改正論議の中でカモリスト作成にならないように届出消費者の名前の入った記録の閲覧を制限する規定がおかれ、上記(3)で検討した判決情報のオープンデータ化も、個人の仮名化の可能性が具体的に検討されるなど、新しい問題が次々現れている。今後、本研究の内容は継続的に検討を進める必要があると考える次第である。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計15件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 町村泰貴	4. 巻 91-6
2. 論文標題 民事裁判におけるAIの活用	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 48-54
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 町村泰貴	4. 巻 86
2. 論文標題 Information Technology and Civil Justice in Japan	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 成城法学	6. 最初と最後の頁 361 - 379
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 町村泰貴	4. 巻 155-5
2. 論文標題 警察が保管する刑事事件記録に対する文書提出命令	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 1030-1043
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 町村泰貴	4. 巻 38
2. 論文標題 異議後の訴訟	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 79 - 82
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 町村泰貴	4. 巻 39
2. 論文標題 特定適格消費者団体による仮差押え	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 118 - 121
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 町村泰貴	4. 巻 40
2. 論文標題 被害回復金の取得と消費者への分配	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 101 - 106
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 町村泰貴	4. 巻 40
2. 論文標題 集団的消費者被害回復裁判手続のコスト負担のあり方	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 21 - 27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 酒井博行	4. 巻 54-2
2. 論文標題 民事手続判例研究 日本語の翻訳文が添付されていない訴状・呼出状等の送達をもって民事訴訟法118条2号の送達要件を満たしているとされた事例	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 北海学園大学法学研究	6. 最初と最後の頁 221-240
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長谷部由起子	4. 巻 71-1
2. 論文標題 弁護士・依頼者間秘匿特権に関する覚書:民事手続法からのアプローチ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法曹時報	6. 最初と最後の頁 1-43
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長谷部由起子	4. 巻 154-2
2. 論文標題 (判例批評) 認定司法書士が裁判外の和解について代理できる範囲	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 271-285
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤鉄男	4. 巻 15-2
2. 論文標題 財産情報を巡る破産者と管財人の関係	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 中央ロージャーナル	6. 最初と最後の頁 101-115
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 町村泰貴	4. 巻 270
2. 論文標題 フランス・グループ訴権の実例 日本での運用の参考のために	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 313-336
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 町村泰貴	4. 巻 2
2. 論文標題 ITの発展と民事手続	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 情報法制研究	6. 最初と最後の頁 38-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 町村泰貴	4. 巻 79
2. 論文標題 フランスの不当な消費者取引に対する制裁と被害回復制度～グループ訴権の実情を中心に～	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 比較法雑誌	6. 最初と最後の頁 34-50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 町村泰貴	4. 巻 64
2. 論文標題 民事手続における情報の保護と利用	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 民事訴訟雑誌	6. 最初と最後の頁 24 - 52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 町村泰貴・佐藤鉄男・星野豊・長島光一
2. 発表標題 民事司法における情報の保護と公開
3. 学会等名 情報ネットワーク法学会
4. 発表年 2018年



1. 発表者名 鈴木誠, 川村尚永, 笠原毅彦, 町村泰貴, 本田正男
2. 発表標題 司法ICT
3. 学会等名 情報ネットワーク法学会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 小林秀之	4. 発行年 2019年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 318
3. 書名 判例講義民事訴訟法	

1. 著者名 酒井 博行	4. 発行年 2018年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 432
3. 書名 民事手続と当事者主導の情報収集	

1. 著者名 町村泰貴	4. 発行年 2019年
2. 出版社 民事法研究会	5. 総ページ数 253
3. 書名 詳解消費者裁判手続特例法	

1. 著者名 町村泰貴	4. 発行年 2021年
2. 出版社 民事法研究会	5. 総ページ数 371
3. 書名 民事手続の中の情報	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>legal-info: 下級裁判所の裁判書公開基準(原文も追記)  <a href="http://matimura.cocolog-nifty.com/matimulog/2017/12/legal-info-a9e3.html">http://matimura.cocolog-nifty.com/matimulog/2017/12/legal-info-a9e3.html</a>  legal-info: 判決文の公開は民主主義の基本  <a href="http://matimura.cocolog-nifty.com/matimulog/2017/12/legal-info-7d11.html">http://matimura.cocolog-nifty.com/matimulog/2017/12/legal-info-7d11.html</a>  ITの発展と民事手続  <a href="http://matimura.cocolog-nifty.com/matimulog/2017/12/it-4bac.html">http://matimura.cocolog-nifty.com/matimulog/2017/12/it-4bac.html</a>  司法IT化検討会の第4回会議資料について  <a href="http://matimura.cocolog-nifty.com/matimulog/2018/01/it4-1826.html">http://matimura.cocolog-nifty.com/matimulog/2018/01/it4-1826.html</a></p>
---

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	山木戸 勇一郎 (Yamakido Yuichiro)  (20623052)	北海道大学・法学研究科・准教授  (10101)	
研究分担者	酒井 博行 (Sakai Hiroyuki)  (80382472)	北海学園大学・法学部・教授  (30107)	
研究分担者	長屋 幸世 (Nagaya Yukiyo)  (90405647)	北星学園大学・経済学部・教授  (30106)	

## 6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担者	稲垣 美穂子  (Inagaki Mihoko)  (00612467)	北海学園大学・法学部・准教授    (30107)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 協力者	長谷部 由起子  (Hasebe Yukiko)		
研究 協力者	張 子弦  (ZHANG Zixian)		
研究 協力者	田邊 誠  (Tanabe Makoto)		
研究 協力者	上向 輝宜  (Uemukai Terunobu)		
研究 協力者	長島 光一  (Nagashima Koichi)		
研究 協力者	佐藤 鉄男  (Sato Tetsuo)		

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	橋本 誠志  (Hashimoto Satoshi)		
研究協力者	杉本 純子  (Sugimoto Junko)		
研究協力者	鶴巻 暁  (Tsurumaki Aki)		

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関